

発議第1号

松永裕美町長に対する問責決議

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年1月26日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

提出者 遊佐町議会議員

今野博義

賛成者 遊佐町議会議員

佐藤俊太郎

(別紙)

松永裕美町長に対する問責決議

令和8年1月13日付で第584回遊佐町議会臨時会（令和8年1月26日期日）の招集が告示された。翌日1月14日に議員全員協議会が開催され「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の実施予定事業の概略が資料を用いて初めて説明された。

令和6年度第576回12月定例会では修正案可決による事業の削除（令和6年12月6日決議）、第577回1月臨時会では付帯決議可決（令和7年1月14日決議）と同様の事業がこのたび計上されており、議会としては慎重に審議すべきところである。しかしながら説明では、既に内閣府への実施計画提出が1月9日に済んでいることを理由に「計画に載っていない事業は交付金を活用できないのは絶対のルールである」旨の説明があり、1月26日の臨時会においては、議会の補正予算否決や修正案の提出を実質的に封印し、議会が判断する余地を狭めることとなった。このような行為は議会の議決権及び二元代表制を軽視した行いであると言わざるを得ない。

町民の幸せを考え予算の獲得を目的とするならば、議会は原案に賛成せざるを得なく、このような事態を招いた責任は町長にあると判断する。

よって、本町議会は松永裕美町長に対し、町長としての責務を深く認識し、猛省を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和8年1月26日

遊佐町議会